

令和 3 年

第 1 回市議会定例会 議案第 3 5 号

函館市入学準備金貸付条例の廃止について

函館市入学準備金貸付条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 2 5 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市入学準備金貸付条例を廃止する条例

函館市入学準備金貸付条例（昭和 4 4 年函館市条例第 1 5 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の函館市入学準備金貸付条例の規定に基づき貸し付けている入学準備金については、同条例（第 4 条，第 8 条および第 9 条の規定を除く。）の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

3 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 4 0 年函館市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

奨学資金運営委員会の委員	日額 5,000円
入学準備金貸付審査委員会の委員	日額 5,000円

を

「

奨学資金運営委員会の委員	日額 5,000円
--------------	-----------

に

改める。

(提案理由)

入学準備金貸付制度を廃止するため